

琉球大学学術リポジトリ

戦後沖縄通貨変遷の検討

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2009-01-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 川平, 成雄, Kabira, Nario メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24564/0002004362

戦後沖縄通貨変遷の検討

川 平 成 雄

Some Comments of Changes in the Tender of Postwar Okinawa

Nario Kabira

1

戦後沖縄の通貨は、つぎのような変遷をたどっている。米軍が沖縄を占領下において以降のおよそ1年間は、賃金の支払い、税金、商品の売買、金融などといったすべての通貨に関連する経済事象は沖縄から消滅してしまい、いわゆる無通貨・無償配給の時代が続いたが、1946年3月25日公布の米国海軍軍政府特別布告第7号「紙幣両替、外国貿易及金銭取引」によって旧日本円をB型円軍票と交換するとともに、新日本円をも法定通貨として認められて通貨経済が復活し（第一次通貨交換）、同時に賃金制度、有償配給制度を実施した。さらに同年8月24日に発令した米国軍政府特別布告第11号「貨幣、両替、外国貿易及金銭取引」によりB型円軍票を回収して新日本円を唯一の法定通貨とする措置が沖縄本島のみにとられるが（第二次通貨交換）、この頃から著しく進展した日本本土におけるインフレーションの波が沖縄にも及ぶようになり、1947年10月7日公布の特別布告第21号「特別布告第十一号の改正法定貨幣に関する件」によって再びB型円軍票が復活する。そしてついに翌48年6月28日には特別布告第29号「通貨の交換と新通貨発行」が公布されてB型円軍票が唯一の法定通貨とされたのである（第三次通貨交換）。その後B型円軍票は、1958年9月12日に公布された高等弁務官布令第14号「通貨」

によるドル通貨への切り替え（第四次通貨交換）、までのおよそ10年間の長期間にわたって使用されるのである。なお、ドル通貨は、1971年12月31日公布の法律第129号「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」第7章およびその他関係規則、72年5月13日告示大蔵省政令第150号によって日本円と交換される（第五次通貨交換）。

このように米国統治下の沖縄は、本土復帰までの27年間の間に5回もの通貨交換を経験したが、このような事象は世界史上類をみないものであった。なぜ幾たびかの通貨交換をなさなければならなかったのか、この点を解明したならば平時ばかりではなく、戦時における通貨そのものの本質に迫ることができるであろう。

わが国の場合、日清・日露の両戦争においても軍票を使用したことが、それは短期的なものであり、日中戦争期の華中戦線にとってから長期的に使用されるようになるのであるが、沖縄において軍票が長期間使用されたメカニズムを解明したならば、日本帝国主義下の軍票の収奪メカニズムの本質を究明できる一助になるものと思われる。沖縄における軍票の使用は、この意味において、わが国の通貨史上きわめて重要な経験であったことになるのである。

以上の点をみすえつつ本小論は、戦後沖縄における通貨変遷を追求するのであるが、この問題に関して実証的かつ理論的に初めて体系化を試みた松田賀孝著『戦後沖縄社会経済史研究』（東京大学出版会、1981年）を検討することのなかから問題点を絞り、つまり第一次通貨交換、第二次通貨交換、1ドル=120B円の交換レート設定、B円通貨からドルへの切り替え、に焦点をあてて論を展開することにした。

ここで、本小論の論理展開の仕方について一言触れておくことにしよう。つまりは二者関係視点についてである。二者関係視点は米国と沖縄の場合を例にとれば、つぎのようになろう。①米国政府は沖縄にたいする政策を日本の要求=同盟、広範な地域的または世界的な状況=力関係=外在的要因、さえも考慮に入れて決定あるいは実施するにしても、政策は沖縄当地において

実施されるので、沖縄内部の要因がかなりの影響を及ぼすことになる。②沖縄内部の要因が日本または世界的な政策と相いれない場合には、政策は沖縄内部の要因に適合するような形での修正もおこなわれることが多分にある。以上の二点に集約されるのが二者関係視点であるが、本小論ではこの視点を米国の沖縄統治政策、とくに通貨変遷を捉える方法的視座とする。

2

米国軍政府は、第一次通貨交換によってB型円軍票と日本円との二本建通貨制度の導入を図るが、この点について松田著では敗戦後時点での国際情勢およびアメリカ政府の極東政策を検討することを通して、当時のアメリカは沖縄にたいして明確な占領政策を持っていなかった、との見地から「この基本政策（アメリカ政府の対沖縄統治政策－川平注）の未確定が通貨政策に反映して、B円軍票と日本円を併用した複数通貨制度の導入となったのである。」（27ページ）と述べ、さらにつぎのようにも述べる。すなわち「軍政なるものを政治のみならず経済の面でも有効あらしめるには軍票通貨の発行が不可欠であったが、他方それは償還にあたって経済的負担を発行当事者に負わしめるものであった。このようなジレンマを解決する方策としてあみ出されたのが、B円軍票と日本円を併用した複数通貨制度の導入にほかならない。これは一方における貨幣高権の掌握に対する欲求と、他方における軍票発行にともなり償還義務の発生に対する逡巡との間の折衷的産物として生み出されたものと思われる。」（28ページ）、「B円軍票と日本円の複数通貨制度を意図的に導入することによって、沖縄をめぐる戦後処理の過渡的状況に適宜対処することこそは、米国政府の基本方針にほかならなかったのである。その意味では、B円＝日本円・複数通貨制度を導入した米国軍政府の政策は慎重にし

て、かつ巧妙であったと言わなければならない。」（注24、37ページ）と。

アメリカ政府が沖縄にたいして確固とした統治政策をもっていなかったが故に、また「軍票償還義務と貨幣高権の間で揺れ動いた」（27ページ）が故に、さらには「戦後処理の過渡的状況に適宜対処する」が故に、通貨の二本建制を採用したのだと松田著では指摘する。

そして第二次通貨交換については、敗戦後のインフレーションの影響を日本本土と沖縄とを比較しつつ、また密貿易の展開、通貨交換時点におけるB軍票100円＝日本円120～130円の闇交換相場（法令上は1対1のパー交換）、引き揚げ者の持ち込んだ日本円総額をも加味してつぎのように述べる。「琉球経済圏と日本経済圏とを比較してみると、両者とも戦後インフレに襲われていることに変わりはないが、どちらかといえば後者のほうが前者よりもインフレ趨勢が激しかった。つまり、琉球経済圏の日本円の実勢通貨価値のほうが米軍の放出する補給物資に支えられて高かったため多量の日本円が流入してきたものと思われる。・・・このような日本円のインフレ膨張の下では、B軍票との同率複数通貨制度の維持は困難であった。日本円とB軍票との均衡が崩れ、軍政府の日本円勘定の蓄積が過剰となり、その放出の必要に迫られて、第二次通貨交換、すなわち日本円との交換によるB軍票の回収を実施したものと推察される。」（13～14ページ）と。

ここで、論を展開する前に、1945年9月2日付マッカーサー署名の「中止された三つの布告」（大蔵省財政史室編『昭和財政史』第3巻、東洋経済新報社、1976年、130～134ページ所収）というきわめて興味深い対日占領政策についての資料をみることから始めることにしたい。問題となるのは第三布告「通貨ニ関スル件」であるが、第一条一項には「占領軍ノ発行スル『B』記号ヲ附シタル軍用補助紙幣ヲ以テ一切ノ公私『円』債務ノ支払ヲ為シ得ル日本法貨トス」、第二項には「占領軍ノ発行スル『B』記号ヲ附シタル軍用補助紙幣、日本銀行発行紙幣竝ニ日本政府発行券及貨幣ハ凡ユル点ニ於テ同価値トナシ額面価ニ依リ兩替シ得ルモノトス」とあり、占領軍はB型円軍票を日本円と

ともに日本での法定通貨にしようとした意図が読み取れるが、翌9月3日の重光葵外相とマッカーサーとの会談で結局は中止となった。その背景には「日本政府としては、太平洋戦争中における占領地統治の体験から軍票の濫発によるインフレーションの激化をもっとも恐れていたし……アメリカ側からすれば、それは日本国民に敗戦感を自覚させる『もっとも有効な心理的武器』であり、間接統治の原則にかかわらず留保すべき権利であった。」が、「形式論と実質論の折衷、妥協によって解決されたのである。」（同前、139ページ）。また日本国内の状況が「予想以上に平穩で、直接軍政に固執する必要が薄」（同前、130ページ）だったからだという。このことと関連してつぎの点も考慮に入れる必要があろう。つまりは「占領地域で米ドルを使用するか、軍票または現地通貨を使用するかは、アメリカ政府が大戦中から慎重に検討していた課題であったが、ドルを使用すると、現地通貨への不信から、経済混乱を招き、最悪の場合には、現地通貨による物資調達が不能になると懸念され、イタリア、フランス、ドイツ、オーストリア、沖縄（B円）、朝鮮（A円）と、ほとんどすべての解放占領地域で軍票を使用することになった。したがって、日本のように、軍票の流通を事実上中止して現地通貨を主用することになったのは例外的であった。」（同前、139～140頁）との当該期の置かれていた状況である。

以上の点を考慮に入れて、以下論を展開することにしたい。占領当初におけるアメリカ政府の対沖縄政策は、避難民の救済、経済復興および民主制度の創設——むろん軍事的な目的にかなう形での——に重点が置かれており、そのなかでも住民の生活物資にたいする経済援助は膨大な額に昇った。沖縄はアメリカ政府にとって財政的負担であり、早急に通貨経済を復活させて住民の自立経済を確立し、負担の軽減を図る必要があった。そして沖縄の地位に関しては「沖縄は、日本本土で問題が起こった場合に備えての安定的な基地として、また極東におけるいかなる緊急事態にも対処できる切り札として、戦略的に重要だとみなされていた。しかし、沖縄基地の特定の役割について

は、1949年まで明確にされていなかった。」のである。つまりは「沖縄の国際的地位と米軍の駐留期間が明確でなかった」（フレデリック・L・シールズ「米国の沖縄統治」、『琉球大学』第24号所収、6ページ）ことになる。この点についてシールズは注を附し、つぎのようにも述べる。すなわち「戦後初期の段階では、沖縄の国際的地位が明確でなく一種の混迷状態をきたしていたことを示す証拠はかなりある。例えば、1946年2月14日のニューヨークタイムスは、アイゼンハワーが琉球列島の処分についてはポツダム宣言が一般的指針であると指摘したことを引用しているものの、米国がどう対処するかについてはあいまいにしている。同月25日には、陸軍省は太平洋方面最高司令官に対して沖縄を占領下にある敵国の領土としてではなく、駐留計画のうえではむしろ米国の恒久基地とみなすよう指示している。陸軍兵站部次長のダニエル・ノース少将から陸軍次官に出された1948年11月23日の覚書のなかでは、つぎのように勧告している。『琉球列島は日本の一県で、米国が占領地域として保有している。この地位は、米国に恒久型の建設の価値を認識させるような長期使用権を十分保障するものとは思われない。このような地位は、国際連合または同様な機関を通した国際的な措置でもっと変えることができると思われる。』（同前、23ページ）。

占領初期の段階において、アメリカ政府は沖縄にたいし明確な占領政策を持っておらず、また国際的にみた場合でも沖縄の地位は確定していなかった。松田著ではこの点を捉え、さらには「軍票償還義務と貨幣高権の間で揺れ動いた」点を捉えて、アメリカ政府はB型円軍票と日本円との二本建通貨制度の導入を図ったと指摘する。

問題点であるが、アメリカ政府は通貨の二本建による通貨秩序の混乱を日本本土では撤回したのに、なぜ当地沖縄ではあえてそれを採用したのか、である。このことを解く鍵は二者関係視点からする米国と沖縄との関係を吟味することのなかに求めなければならないのであり、またそうすることによってアメリカ政府の意図を読み取ることが可能となろう。すなわち、前述した

ように、アメリカ政府にとって沖縄は財政的負担であり、負担解消のためにはできるだけ早く沖縄の自立経済を確立させ、沖縄内部に投入されていた人的および物的資源を軍事問題や基地建設に振り向けることであった。さらに米国軍政府の立場からすれば、本国政府の対沖縄統治政策の未確定にもかかわらず、安定的な基地を確保するために沖縄を外部、とくに日本本土から隔離しておこうとする意図があったことは想像に難くない。このことを端的に示すのが琉球諸島内外への旅行規制であり、また琉球諸島域内への入城者も沖縄県出身の引き揚げ者を除いてほとんどなかったことである。つまり占領初期の時点は、二者関係視点による米国と沖縄の関係が最も明瞭な形であられた時期であり、日本は沖縄から隔離すべき存在としてしか重要でなく、沖縄の統治政策に関して何等発言することもなかったのである。

以上の点を考慮に入れた場合、B型円軍票と日本円との二本建通貨制度の導入は、本国政府からすれば財政的負担の軽減のための施策（＝沖縄の経済的自立を図るには日本からの物資移入が必要であるが、その支払に日本円を当てる）、米国軍政府からすれば安定的な基地確保のための施策（＝軍政を沖縄に確立させるには「貨幣高権の掌握」が必要であるが、そのためにB型円軍票を発行する）、この両者の妥協の産物であったと思われる。

次に、第二次通貨交換の吟味に移りたい。米国軍政府は第一次通貨交換からわずか5カ月後にB型円軍票を日本円と交換して単一通貨制度を採用する。松田著においては、先に触れたように、日本本土と沖縄の戦後インフレの比較検討から前者のインフレ度合が強く、大量の日本円が沖縄内部に流れ込んだ結果、「軍政府の日本円勘定の蓄積が過剰となり、その放出の必要に迫られて」とられた措置であったと推察している。

確かに、わが国の場合、戦時中すでに高進していたインフレは敗戦による社会的な混乱によって爆発した。その最大の原因としては、敗戦時点における軍需関連産業に対する支払いと軍人・軍属への退職金のために巨額の資金が臨時軍事費から放出されたこと、さらには金融機関が日本銀行からの

貸出に依存しながら企業にたいして巨額の貸出をおこなったこと、が考えられる。加えて多額の日本銀行券が乱発されたこともインフレ増長に一層の拍車をかけたのである。このような状況を打破するために、1946年 2 月には「金融緊急措置令」が公布施行されて預金封鎖と新円発行がなされた。その結果、インフレは鎮静するかにみえたが、政府の財政金融政策、なかでも生産再開を促進するためにおこなわれた巨額の政府資金の放出によってインフレは急激に進行したのである。

このように日本本土においてインフレの波が吹き荒れていた頃、沖縄においてもインフレの兆候が現れてきた。その原因としては、第一には「軍政府の円予算が不均衡予算で月々支払超過の累積になって居た」こと、第二には「新日本円を法貨とした為に日本からの引揚者或は密航者により日本円の流入が激増した」こと、との評価がなされている（琉球銀行調査部『琉球銀行三周年誌』1952年、6 ページ）。

ところで、ここで次の指摘にも注目してみたい。「沖縄は全国に対して人口でも面積でも 1 パーセント以下しか占めていない。規模が、従って「懐の深さ」が、まるで違う。沖縄本島の中南部は戦災で全滅した。米軍のいわゆる余剰物資がいかに大量に放出されたとはいえ、住民が飢えていたことは確かである。他方、全国では『・・・21年当時の水準は戦前にくらべ、農業生産が約60%、実質賃金水準30%、国民 1 人当たりの実質消費水準が約60%。』ということである。沖縄に比べればゆとりがあった。このようなことからすると、1946～47年ごろについて・・・“大量の日本円が持ち込まれ物資が持ち出されていた”のは事実であろうが、そのことが“日本におけるインフレが沖縄よりはるかに高水準であったこと”を反映したのか疑問である。・・・購買力の格差が無くても、あるいは沖縄の方が物価が高くても、本土で入手しにくい物資が沖縄にはあり自由交易が禁じられているという状況では、密輸が行なわれるであろう。」（富永斉「沖縄経済史についての 1 コメント」、琉球大学『経済研究』第39号、19～20ページ）という指摘である。

本土と沖縄のインフレの度合いについて上述のような分析結果も出ている以上、第二次通貨交換はどのように理解すればよいのであろうか。やはりこの点においても二者関係視点が重要なものとなってくるように思える。確かに、「軍政府の日本円勘定の蓄積が過剰」となった結果、または「軍政府の円予算が不均衡予算で月々支払超過の累積」となった結果、第二次通貨交換は断行されたのであろう。しかし重要なのは、米国軍政府と沖縄の関係である。米国軍政府の意図としては、沖縄内部のインフレの抑制を図る必要から、二本建通貨制による通貨価値の不安定性を解消し、かつ住民の生活水準を向上させて早急に自立的経済を確立する必要に迫られたからにほかならない、と見るのが妥当な見方ではないのだろうか。

3

ここで、第二次通貨交換から第三次通貨交換の間に実施された1ドル=120 B円の交換レート設定の意味について考えてみたい。米国軍政府は、1950年4月12日、布令第6号「琉球列島に於ける軍のB円交換率」を発令する。同布令は、「琉球列島で通用しているB円を以て外国為替に依る取引が行えるようにB円の公正なる基準を設定し、琉球が自給自足に邁進し得る基礎を確立する目的」から発令された。「第1条 交換率の改訂」はつぎのようになっている。

- 1、B円五十円対米貨一\$の現行交換率をB円百二十円対米貨一\$に改め一九五〇年四月十二日午前一時からこれを実施する。
米合衆国の\$貨を介する日本新円（米貨一\$対日貨三百六十円）と琉球円（B円）（一\$対B円百二十円）との間に対\$比率から割出した交換比率を使用することを許可する。

日本貨以外の通貨が必要でその使用を軍から認められた場合は、右通貨の B 円との交換率は国際通貨同盟(局)に登記してある右通貨の \$ に換算した価格を以て一 \$ 対百二十円の交換比率に依り算定する。

2、B 円の新交換比率は全琉球列島に一樣に適用する。

米国軍政府は、なぜ従前の 1 ドル=50 B 円の交換率を 1 ドル=120 B 円に改訂したのか、この点について松田著ではつぎのように展開する。「一つには、これまで戦後インフレを鎮圧するため一貫してとられてきたデフレ政策が、経済復興の進展にともなう資金需要の増加に直面して金融逼迫をきたし、政策の転換をせまられたのであるが、これに対処するためには B 円の対外購買力を引下げ輸入需要の抑制を図る必要があったこと、いま一つには、きたるべき民間自由貿易の開始に備えての外貨の蓄積増加と単一固定レートの設定による為替業務の安定化を図る必要があったこと、・・・要するに新単一固定為替レートの導入は、B 円の平価を切り下げることによって対内的には B 円通貨の膨張を図って金融緩和を促し、対外的には B 円購買力の引下げによる保有外貨の増加を図って来たるべき民間自由貿易下の外貨需要に備えるという“一石二鳥”の効果を意図したものであり、かつ内国通貨と外国通貨を固定レートでリンクすることにより B 円ファンドとドル・ファンドの安定的バランスを期したものと見えよう。」(42~44ページ)と。

この松田著の論理展開にたいして真向から異を唱えたのが、琉球銀行調査部編『戦後沖縄経済史』(1984年)である。この著の「はしがき」では、「『1 ドル=120 B 円』という極端な B 円高の為替レートの設定は、基地建設と沖縄の経済復興を両立させる文字通りの“結節”であり、他方、沖縄経済をしてドル獲得は基地依存、物資供給は輸入依存という、まさに“基地依存型輸入経済”という構造形成を余儀なくさせた最大の経済政策であったのである。」(7ページ)と述べ、以下つぎのような展開を試みている。米国軍政府にとって、恒久的な基地建設を図るうえで解決すべき重要な要件となったのが、インフレの防止と労働力の確保であった。つまり「基地建設の波及効果

により経済復興をはかるとの政策は、一方では基地関連のドル収入が保障されることを意味し、これとインフレ防止および労働力確保という要件が結びついたとき、域内の生産力復興に腐心するよりドルでもって物資を輸入する方が経済的合理性にかなっているとの断が下されたのである。その帰結として、域内生産力の復興を重視することなく、B円建ての輸入価格を安くするとの理論から決定されたものが、異常ともいえるB円高の『1ドル=120B円』という為替レートであった。」(190ページ)とされる。1949年10月28日沖縄における基地建設予算が承認されると、極東軍総司令部は経済調査団を沖縄に派遣して基地建設にかかわる諸々の問題についての調査を命じたが、その報告書が「琉球経済調査団」(1949年12月)と「琉球B円に対する軍の交換比率決定に関する報告」(1950年1月)である。同著では報告書を検討することのなかから、1ドル=120B円の単一為替レート設定の経緯についての論を展開する。経済調査団は沖縄経済の現実把握から、基地建設にとって必要かつ十分な条件は、賃金と物価の安定、B円とドルとの適正な為替レートの設定にあるとし、そのためには基地労働者の賃金の引き上げ、商業ドル資金とガリオア資金による消費物資の輸入を図り、それによって基地建設に伴う労働力の確保およびインフレ防止に対処するとの観点を打ち出す。そしてB円の為替レート設定については、基礎建設に必要な労働力を確保することが可能となる賃金の設定が重要であるとの視点から、B円の名目賃金額と米国の負担するドル賃金額がまず設定され、B円賃金とドル賃金の比率関係から1ドル=120B円の単一為替レートが決定された。つまりB円賃金については軍労働者の最低生活費の保障と民間賃金水準並への引き上げから、ドル賃金については米国の負担可能な範囲内で、かつドル賃金によって生活維持が可能であるとの観点から(=日本でのドル賃金採用)、「B円で2,400円 ドルで20ドル」とし、日本円とドルとの比率関係により1ドル=120B円という単一固定為替レートが決定され、そのことが以後の沖縄の歩みを決定すると(189~208ページ)。

このように、1 ドル=120B 円の固定為替レート設定の理由として、松田著では経済復興にともなって生じた金融逼迫を打開する立場によって説明し、琉球銀行編著ではインフレ防止・労働力確保、そのうえでの安価な恒久基地の確保を目指す、という論理につらぬかれている。後者の視点は松田著にはない論点であり、「はしがき」においてもこの章は「白眉の一つである」とさえ言い切っている。なお、琉球銀行編著が依拠し、かつ論理展開した資料は、“Economic Mission to the Ryukyus”, General Headquarters Supreme Commander for the Allied Powers Economic and Scientific Section, Dec. 1949, と、“Report on the Establishment of a Military Conversion Rate for the Ryukyuan Type “B” Yen”, Jan. 1950、の両資料である。筆者も原資料にあたり確認したが、概ね琉球銀行編著のとうりである。

占領下における米国軍政府の重要な政策課題が、基地の安定的な維持＝確保にあったことは確かである。そのためには住民の所得水準を引き上げ、しかも物価の安定を図る必要がある。所得水準の引き上げは基地関連需要の増加や援助の増額という形で実現可能であるが、当該期における県産業の供給能力は貧弱で、需要と供給のアンバランスを生み出すのは必然であった。そのことがやがては物価の上昇を招くと同時に、軍政にたいする住民の不満となってあらわれかねない。この事態を解消して基地の安定確保を目指すには、需要の創出を図る一方で、供給の安定化に努めることが重要な要件となる。その対処策として採用されたのが、従前の 1 ドル=50B 円に変えての 1 ドル=120B 円という為替レートの設定だったのである。つまり 1 ドル=120B 円の交換率の設定は、逆の見方をすれば、ドルの価値維持工作からくる収奪のメカニズムではないのか、ということであり、価値維持を図る必要から B 円あるいは商品とリンクさせたのである。

ここでつぎの点も見逃してはならないであろう。つまり「本土では 1 ドル=360円に設定されたのに対して、沖縄は 1 ドル=120円に決められ、輸入に有利なレートであったとされているが、当時 GHQ のエコノミストでこのレ

ートの決定に関与した M. ブロンフェンブレーナー教授の証言によると、日本本土と沖縄の物価指数をもとにした購買力平価説に基づいて数分で決めたとのことである」（嘉数啓「沖縄経済自立への道」、『新沖縄文学』56号所収、12ページ）という点である。

国際大学大学院嘉数啓教授の御教示によれば、M. ブロンフェンブレーナー教授が1980年6月23日におこなった琉球大学法文学部での講演において、1ドル=120B円の設定は、日本本土と沖縄との物価指数にもとづいた購買力平価説によって決定したと述べられたとのことである。教授は当時連邦準備局のエコノミストであり、しかもシカゴ派のマネー・サプライに関する専門家であった。彼が沖縄の状況を視察して決定を下したなら、それは第一義的に物価安定であったことになるであろう、と（筆者との電話インタビュー）。

また、次の点も見逃してはなるまい。確かに、国家安全保障会議（NSC）文書13/3は、対沖縄政策の転換をもたらし、沖縄の軍事基地の増強・拡大と沖縄の住民生活の向上を要請するものであったが、「沖縄政策に対して触媒的な影響を及ぼすことになる『グロリア台風』の「襲撃」の存在そのものについてである。台風は「沖縄住民の三万三千の家屋と米空軍施設の約七五パーセントを破壊した。グロリア台風以前には、米国は、沖縄の国際的地位と米軍の駐留期間が明確でなかったので、沖縄の気象条件に適した堅固な恒久的施設をつくるのをためらっていた。しかし、同年九月にトレイシー・ボーヒーズ陸軍次官が全島をなめつくした台風による被害状況を観察し、その後 G・J・ノールド准将の率いる工兵隊の調査団が派遣され、その結果、大々的な基地建設工事が始められたのである。もっともこの工事開始の六カ月前に、すでに沖縄基地の建設について国家安全保障会議と大統領の重要な秘密決定がくだされていたが、その建設は、共和党優勢の議会が巨額の軍事費を支出することに非常に消極的だったため、のびのびになっていた。」のである。（シールズ、前掲論文、6ページ。なお、Arnold G.Fisch,JR.、Military Government in the Ryukyu Islands 1945-1950、Washington、DC.、1988

P.158にもグロリア台風に関する同様な興味深い記述がある。)

このように、沖縄の軍事基地の拡充強化は、冷戦に基づいて策定された NSC13/3 文書が米国の対沖縄政策の転換にとって決定的なものであったことは否定しえないが、「触媒的な影響」を及ぼしたグロリア台風の破壊的な効果をも忘れてはならないのである。

4

次に、B 円通貨からドル通貨への切り替えを何故にアメリカ政府は画策したのか、この点についてみてみよう。松田著では「アメリカ国際収支の悪化」による「ドル危機の発生」が「ドルの価値下落を招来」し、そのことが「ドル資金と B 円資金の両建勘定によるインブентリー・ファイナンスの操作を梃子とするデフレ政策の遂行を不可能にしたため」（はしがき、ii・iii ページ）だと述べている。本小論では、この点についての吟味を米国による対外援助に基づいた経済的抱囲網および軍事的抱囲網の形成という観点から捉え直すことにする。

1946年 3 月 5 日、英国首相チャーチルが米国ミズーリ州でおこなった「鉄のカーテン」批判演説、翌 47 年 3 月 12 日、米国大統領トルーマンが上下両院合同会議席上で宣言した「トルコ・ギリシア援助」=いわゆるトルーマン・ドクトリン、この両者によって冷戦体制の政治的理念が与えられた。さらには東ヨーロッパにおける人民民主主義革命の台頭、西ヨーロッパにおける共産党の躍進、アジアにおけるベトナム民主共和国の成立・朝鮮人民共和国成立・中国の全面的内戦開始といった危機に対応して米国の対外援助網が構築されるのである。つまり、47 年 4 億ドルのトルコ・ギリシア援助、48 年から 51 年にかけてなされた 125 億ドルのマーシャル援助、48 年 4.6 億ドルの対華援

助、49年1.5億ドルの対韓援助、48年60億ドルの対外援助法の成立、を皮切りに世界的規模での対外援助網が形成され、49年から58年までに支払われた援助総額は450億ドルにのぼったといわれる。このようないわゆる経済的抱囲網に加えて、49年北大西洋条約機構および54年東南アジア条約機構の結成を軸とした軍事的抱囲網をもまた結成されるのであり、なかでも50年に勃発し53年に休戦協定がなされた朝鮮戦争は米国のそれを象徴するものであったのである。

経済的・軍事的抱囲網の形成過程を通して、米国の歳出予算に占める軍事支出の割合は、50年=33%、53年=69%と3年間で2倍に膨れ上がり、それ以後50~60%水準で推移する。こうして、49年まで流入していた金は、50年の国際収支の赤字=35億ドルを契機として、以後流出に転じるのであった。金の流出は、一方ではドル不足を解消させ、他方ではドル拡散による軍需インフレ的な構造を定着させることになるのである。

このような冷戦体制の構築にたいし、その市場編成の基礎を与えたのがIMF体制であった。IMF体制の基本的な性格は、不換紙幣であるドルを信用貨幣に擬制し、為替レートの安定化と短期資本の国際管理の実現を図ることである。IMF体制は、一方では国際収支危機を通して諸国のインフレの不均等発展を阻止する機能を持つが、他方ではそのことが、逆な形でインフレを世界的に拡散する機能をも合わせ持っていたのである。ここで注意を喚起したいのはIMF体制のもとでは、一国の紙幣減価、すなわちインフレは必ずしも国際収支危機・通貨危機に結びつくものではない、ということである。ドル危機を米国のインフレから説明しようとする試みは、その意味で、理論的にみても当を得ていないものといえよう。ドル危機、すなわちIMF体制の危機は、一国の内部的構造に起因するのではなく、IMF体制によって基礎を得た冷戦体制の市場編成そのものの危機を意味すると見るべきであろう（以上の点については、大島雄一「IMF体制の危機とその歴史的背景」、名古屋大学経済学部経済調査室『調査と資料』No42所収を参照）。

では、このようなドル危機に直面していく過程において、米国は対沖繩政

策をどのように展開したのであろうか。そのことを象徴的に示すのは、なんといっても軍用地問題である。軍用地問題は1950年代の米国の沖縄統治における最も顕著な問題＝事象といってよい。1950年代の半ば頃までには、米軍によって広大な土地の占有および新規の土地接収がなされ、農村の生活手段や生活様式を破壊した。さらには不適正な軍用地価格の評価がなされた結果、安価な年間使用料の受け取りを余儀なくされたのである。このような状況に加えて、1954年 3 月、米軍は軍用地の実質的な買い上げをまさに意味する、軍用地地を一括して支払うとの方針を打ち出したのである。それ以来、米軍の軍用地政策に強行に反対する全県的な規模での“島ぐるみ”土地闘争が展開していくことになる。

沖縄全域にわたって展開された土地闘争の結果、1958年までには地地の一括支払い方針は撤回されたのであったが、軍用地問題は以後の米国と沖縄との関係に深刻な波紋を投げかけたのであった。

それでは、二者関係視点からこの問題を検討してみたい。米軍の基地建設とそれに伴う土地接収計画は、沖縄の状況に適するような形で実施しなければならなかった。このことを端的に示すのが、上述したように、軍用地地地の一括払いではなく、結局は年間払いとなり、支払額も当初の見積額を上回るものとなったのである。この点についてつぎのフレディリック・L・シールズの指摘は注目に値しよう。すなわち「軍用地問題が占領者と被占領者との間の協力体制を弱めて究極的に1960年代の復帰運動の高揚をもたらしたという主張に対する賛否はどうであれ、同問題が米琉間の内部的要因によってほとんど規定された危機的状況を惹起したことは確かである。米軍の一括払い方針を撤回させるにあたって、日本政府のはたした役割は小さなものであり、グローバルな戦略的配慮は間接的な影響しか与えなかった。そのさい最も重要だったのは、米施政権者と沖縄住民との相互作用だったのである。」（同、前掲論文、15ページ）との指摘である。

軍用地問題が展開するなかで、1956年 1 月には琉球銀行取り扱いのB円と

ドルとの交換業務の停止、翌57年3月には米国金融調査団が来琉する。そして同年6月にはB円の資金管理操作業務が民政府から琉球銀行へ移管され、同時に外国為替精算勘定を設定してドル保有高とB円発行高が自動的に一致する体系がとられ、ドル通貨交換の布石が打たれたのである。